

国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構会議規則

平成 25 年 9 月 25 日
規則 第 42 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学国際・地域連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 機構会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際・地域連携推進機構長
- (2) 国際・地域連携推進機構副機構長
- (3) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (4) 理事（教育担当）
- (5) 理事（研究・医療・評価・I R 担当）
- (6) 学び創造センター長
- (7) 次世代地域創造センター長
- (8) グローバル教育支援センター長
- (9) 事務局長
- (10) その他国際・地域連携推進機構長が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 機構会議は、次の各号に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 高知大学の国際連携及び地域連携の総括に関すること。
- (2) 国際連携及び地域連携に関する全学的な連携及び学外機関との連携の総括に関すること。
- (3) 地域の振興と地域社会の健全な維持・発展に資する各種事業の実施に関すること。
- (4) 高知大学が行う教育、研究及び社会貢献の国際志向及び地域志向の推進に関すること。
- (5) その他必要な国際連携及び地域連携に関すること。

(議長等)

第 4 条 機構会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、国際・地域連携推進機構長をもって充てる。
- 3 副議長は、国際・地域連携推進機構副機構長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を代行する。

(議事)

第5条 機構会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 第2条第6号から第8号までの委員が都合により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、機構会議に委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第6条の2 機構会議に、地域の振興と地域社会の健全な維持・発展に資する各種事業の実施に係る重要事項のうち、迅速に対応すべき案件について審議を行う幹事会を置く。

- 2 幹事会は、機構会議委員の中から次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 国際・地域連携推進機構長
 - (2) 国際・地域連携推進機構副機構長
 - (3) 理事(総務・企画・危機管理担当)
 - (4) 理事(教育担当)
 - (5) 理事(研究・医療・評価・IR担当)
 - (6) 事務局長
- 3 幹事会は、国際・地域連携推進機構長(以下「機構長」という。)が、地域の振興と地域社会の健全な維持・発展に資する各種事業の実施にあたって迅速な対応が必要と認められた事項について審議を行い、速やかにその対応を決定するものとする。
- 4 幹事会の議事等については、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 5 機構長は、第3項の審議を行ったときは、その旨当該審議に参加した委員以外の機構会議の委員に報告するものとする。
- 6 前項の報告を受けた委員は、機構長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて機構会議で審議を行うよう求めることができる。この場合において、機構長は相当な理由があると認めるときは、速やかに機構会議を開催し、当該事項について審議を行

うものとする。

(事務)

第7条 機構会議の事務は、関係各課の協力を得て、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成25年9月25日から施行し、平成25年9月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月26日規則第92号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日規則第128号)

この規則は、平成28年3月9日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月25日規則第153号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日規則第96号)

この規則は、平成29年3月22日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月19日規則第43号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日規則第69号)

この規則は、平成31年2月27日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日規則第70号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。